

老人保健対象者の方(75歳以上、寝たきり等一定の障害がある方は65歳以上の方)へ

後期高齢者医療制度のお知らせ



～平成20年3月下旬に後期高齢者医療被保険者証(保険証)が送付されます～

現在、老人医療受給対象者の方(75歳以上、寝たきり等一定の障害がある方は65歳以上)は、今加入している医療保険(国保、社会保険、共済組合等)から3月31日をもって脱退し、4月から『後期高齢者医療制度』で医療を受けることになります。なお、加入に関する手続き(申請書の提出等)は必要ありません。

被保険者証(保険証)が変わります

平成20年3月まで
国保や社会保険、共済組合等に
加入しながら
『老人保健医療制度』で
医療を受けます。

保険証

老人保健
医療
受給者証

— 医療機関窓口で掲示するもの —

・ 加入している医療保険の保険証 ・ 老人保健医療受給者証など

後期高齢者医療制度スタート

平成20年4月から
75歳以上(一定の障害がある方は
65歳以上)の方のみの医療制度
『後期高齢者医療制度』で
医療を受けます。

— 医療機関窓口で掲示するもの —

・ 新たに発行される後期高齢者医療の保険証など

○新しい保険証は、3月下旬にお手元に届きます。4月1日からは新しい保険証を医療機関窓口を持参して受診してください。

○現在持っている保険証、老人保健医療受給者証については、各保険者の指示にしたがって処理してください。

※現在65歳～74歳の老人保健医療受給対象者の方(障害認定を受けている方)

後期高齢者医療制度に加入し、被保険者となりますが、あらかじめ市町村に対し、障害認定の申請を撤回する申し出を行った場合には、後期高齢者医療制度の被保険者とならず、引き続き、国保や社会保険等で医療を受けることができます。

また、一度、後期高齢者医療制度の被保険者になっても、申請により取消しを申し出ることもできます。